

○議長（堀内春美さん）

それでは通告1番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問はパブリックコメントについてでございます。パブリックコメントとは行政が重要、もしくは町民に大きく関係する政策や条例を定める際に、事前に広く意見を募集し、その意見を公表し、意思決定に生かしていく手続きのことです。こちらのパネルにも書きましたのでご覧ください。

富士川町には、パブリックコメント手続きに関する要綱というものがあまして、そこですね、パブリックコメントの目的を三つ書いてあります。一つ目が、町民への調整の参画の機会を提供すること、二つ目、町の政策形成過程これは条例や計画を作っていく過程ということです。この政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図ること。三つ目が、町と町民との協働による開かれた町政の推進に資すること。この三つの目的はどれも非常に素晴らしいものが書かれていると思います。我が町では町長が町民との協働によるまち作りを掲げておりますので、ぜひこのパブリックコメントも推進していただきたいと思いますが実際ですね富士川町に寄せられたパブリックコメントは、この5年間で一応18の計画で募集されたのですが、そのうちたったの2件のみでした。

パブリックコメントの数は多ければ良いものではありませんがこれは非常に少ないのではないかと感じました。そこでパブリックコメントについて町民の方に聞いてみたところ、パブリックコメントという言葉は知っているけれども、この計画についてパブリックコメントを募集しているということを全く知らなかったとの意見がほとんどでありました。しかしながら町ではホームページや広報などでパブリックコメントについて募集期間を1か月ほど大体設けてはあります。しかしながら町民の皆様それが届いていないというところが現実なのではないかと感じました。町民の方に行き届く工夫が必要であると考えられます。

そこでですね、(1)の質問になりますが、(1)一番小さい(1)ですね。パブリックコメントを募集していることを、町民の方にさらに周知する方策を町で考えられないか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、パブリックコメントの募集については、富士川町パブリックコメント手続きに関する要綱の規定に基づき、町ホームページまたは広報誌に掲載することにより周知しております。パブリックコメントは、広く町民などから意見をいただき、町政への参画の機会を提供することを目的としておりますので、今後は、ホームページや広報誌に加え、町の公LINEを活用するなど、有効な方法で周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、富士川町で5年間に意見があった2件というのが、教育振興計画についてです。これはですね住民説明会でパブリックコメントを実施することを伝えたとも聞いております。町民の方にとって影響が大きい計画は住民説明会を行うと思います。

例えばですね隣町の市川三郷町なんですけれども、市川三郷町は非常に話題になりました行財政推進計画でこのパブリックコメントになんと小さい町で51名245件のパブリックコメントが寄せられました。

また、神奈川県海老名市では、ゴミを有料化すると提案した計画がありまして、この計画でも59名244件のパブリックコメントが寄せられております。いずれも町民の方に非常に生活に影響がある、そういった計画であったことはもちろんなんですけれども、この2件とも住民説明会を開いておりまして、そのときにパブリックコメントを募集することを伝えております。

そこで再質問なんですけれども、このように住民説明会を開くときに例えば町の大きな計画であれば総合計画であるとか、そういったときにパブリックコメントを併せて募集することも伝えてもらうことはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。住民等の説明会を行われるときに周知することは、今後も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はいあともう一点ですね。再質問になるんですけれども、パブリックコメントが毎回集まっているような市町村はですね、ホームページ等広報だけではなくて例えば関係する機関ですね、例えばですね富士川町で募集しました子どもの読書計画であれば図書館や保育所などにパブリックコメントを募集している旨のチラシを置くなどの工夫をしております。このようなことを、富士川町でもできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどのチラシ等を置くということでございましたが、各関係課の方とも協議する中でどのような周知、また工夫ができるとかは今後検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

次に（２）の方の質問に移らせていただきます。パブリックコメント手続きの政策の計画書についてなんですけれどもこちらのですね、説明書がやはりどうしても正確を期すために長いことが多い。そしてあと専門的な用語がどうしても多くなってしまうということがあります。他市町村のパブリックコメントの意見にも町民の方から多く寄せられているものの一つが、用語が専門すぎてわからないというものがあります。正確を期すためには、非常に長くなってしまうということが必要であるということは十分承知しておりますけれども、一般町民の方は忙しい中時間も割いてそのような資料を読んでもいただくということで、非常にわかりやすい言葉で、また要件をまとめるということも必要になってくるのではないかと思います。それがまた、パブリックコメントに繋がらなかったとしても、今町がどのような計画に着手していてどのような方向で行うかっていうことを考えているかっていうのは、町民の皆さん、多くの町民の皆さんにぜひ知ってもらった方が良いと考えます。

私がちょっと神奈川県寒川町というところの資料をですね参考にちょっとパネルを作ってみましたのでご覧ください。このように非常にシンプルなんですけれども、ここで興味を持った方が次の詳しい資料に誘導できるような形でぜひ目を引くような形の資料を作って載せていただきたいと思います。（２）番の質問に移りますけれども、このようにパブリックコメント手続きを行う政策に町民の方がわかりやすいように、予定や経緯を簡潔に記した資料を添付できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。パブリックコメントを募集するにあたり、要綱では、政策案の他必要と認められる資料等を町が指定した場所での閲覧または配布、町ホームページの掲載等により公表することとされています。

こうしたことから、今後も町民等に政策案をわかりやすく伝えることができる資料等の作成に努め、添付してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○１番議員（宇田川朱恵さん）

ちょっと担当の方も大変かと思っておりますけれども、やっぱり長い時間をかけて思いを込めた計画を作ってくださいますので、ぜひ多くの方に知っていただけるように広報の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

（３）番の方に移らせていただきます。富士川町のホームページでのパブリックコメントのページなんですけれども、各課の担当の方がきつと作っていただいていると考えられるんですけれども、現在どのようなパブリックコメントが募集されているのか。あと過去にどのようなパブリックコメントが募集されていたのかということが一覧で見ることができず、非常にちょっとわかりづらひ形になっております。（３）の質問になりますが、ホームページや公式LINEに、パブリックコメントの専用ページを作ることはできないか、お伺ひいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在パブリックコメントの募集等に関しては、町ホームページ内の各種計画及び各担当課のページに掲載しておりますが、実施状況を一覧で表示しているページはありません。

こうしたことから、今後は実施状況を一覧にまとめたパブリックコメントの専用ページを開設し、町民にわかりやすく周知することで、多くの方からの意見を聴取できるよう実施してまいりたいと考えております。また、公式LINEにつきましては、新たに専用ページを開設するには費用がかかることから、パブリックコメントを実施する際には公式LINEにおいて周知し、開設予定の専門ページへ誘導するなど、募集方法を検討してまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ある計画で計画を作る前にアンケートを募集したときにその際は公式LINEでアンケートを募集したんですけれども、そのときはアンケートはやっぱある程度の数集まっていた。しかしながら私ちょっとその計画をとっても興味を持って追っていたんですけれども、パブリックコメントになったときは0件だったんですね。きっとアンケートに答えた方は、その計画が出来上がって自分の意見がどのように計画に生かされたか、そしてそれを多分見て、またパブリックコメント多分意見をしたかったんじゃないかと推測するんですけれども、やはりアンケートをしてくださったっていった方に聞いたところは、パブリックコメントを募集してるのは知らなかったっていう答えでしたので、ぜひ公式LINEをぜひ有効に活用していただきたいと考えております。

それですね、神奈川県寒川町というところで、パブリックコメントに関する調査を行っております。それによりますと、アンケートに回答した半分の方、正確に54.4%の方が、パブリックコメントというものが何かを知らないという回答をしていらっしゃいます。これがですね20代ではなんと87.5%の方がパブリックコメントという言葉自体を知らないという結果になっております。

パブリックコメントが町政に参加する町との協働の一つの方法、しかも公的かなり手軽にできる誰でも参加できる手軽な方法だと考えますと、多くの町民の方が、まずパブリックコメントが何かっていうことを知っていただくということがやっぱ前提になってきます。

（4）の質問になりますが、パブリックコメントについて、広報でわかりやすい特集を組むことはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。パブリックコメントの実施にあたっては、より多く

の意見をいただくことが、政策や計画を策定する上で大変重要なことと考えております。広報ふじかわにおいてのパブリックコメント手続きの制度に関する特集の取り組みは、制度の周知については期待できますが、多くの意見を聴取するための効果はあまり得られないと考えております。

こうしたことから、今後、パブリックコメントの実施に合わせ、手続きや制度について詳しく広報に掲載し、より多くの意見をいただけるよう工夫してまいりたいと、考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

では次5番の質問になるんですけれども、5番と6番はパブリックコメントの回答についての質問になります。

町民の方からですね回答があった場合、その回答をどのように町が対応したかということを示すこと、これが非常に必要になってくると思います。せっかく回答を書いたけれども、それがどういうふうになったかわからない、また意見を言ってもどのように対応されたかわからないというのでは、やっぱりちょっと協働のまちづくり、お互いの対話ができているとは言えないのではないかと思います。町が意見を集約して、意見をどのように計画に取り入れたか、もしくはどのように対応したか、どのようになぜ計画に取り入れなかったのかっていうことを、きちんと町民に公表するまでがやっぱりパブリックコメント手続きの一環だと思います。あともう一つですね、他の町民の方がどういった意見を載せたのかっていうことを、町民の皆さんが見られるっていうことも、やっぱり協働の機運を富士川町で高めていくために非常に大切なことだと考えております。

（5）番の質問になりますが、パブリックコメントで意見があった場合ですね、回答件数と回答内容を公表できないかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。パブリックコメントにおいて意見をいただいた場合の取り扱いにつきましては、富士川町パブリックコメント手続きに関する要綱の規定により提出された意見等の概要及びこれに対する町の考え方並びに政策案を修正したときには、その修正の内容を公表しております。

こうしたことから、今後も要綱の規定に基づいた回答件数や内容を公表してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。募集をする段階でですね、この皆様からいただいた意見に町がどのように対応するかっていうこともやっぱり事前に書いていただけると、町民の皆さんも非常にわかりやすいの

ではないかと思います。それがホームページにももちろんお名前は載りませんが、掲載されるですとか、あと役場に来ればどこかで見れるなどのように書いていただくと、このように自分の意見がどうなったのだろうっていうことを皆さんもすごく心配されずに済むのではないかなと思いました。

相模原市ですね、あと先ほどの寒川町、また市川三郷町など多くの市町村で、例えば計画を変更した後計画は変更しない、その他などのように回答への対応が一目でわかるようにこれらの市町村では書かれております。中にはですね、なかなかパブリックコメント出してもどうせ何も変わらないっていうおっしゃる方も多いと思うんですけども、やはりこれらの市町村ではきちんと計画を変更しておりまして、先ほどの市川三郷町の財政改革推進計画では245件中22件が新しい計画に反映をされておりました。

町民の声をこのようなことがあれば、町民の声を聞いて対応しているということが町民の皆様にもきちんと伝わってくると感じます（6）番の質問になりますが、パブリックコメントの回答に町がどのように対応したかもしくははしていく考えかを公表できないでしょうか。こちらをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。町の対応につきましては、富士川町パブリックコメント手続きに関する要綱の規定に基づき、いただいた意見に対する町の考え方や対応などについて、町の皆様に公表してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、現在の富士川町のホームページはパブリックコメントを募集しましたというページから、そのパブリックコメントがどのようなになったのか回答ことが今非常にちょっと難しい状況になっております。身延町ですとか、あと寒川町ではパブリックコメントの専用のページがありまして、募集から回答までが一覧で表示をされております。なので募集のページを見てそれを下にスクロールしていくと回答のページがしっかり見れるという形になっております。町で令和5年度何件のパブリックコメントを募集したかっていうこともすぐわかるようになっておりまして、その回答一つ一つにどのような回答が何件該当があってどのような回答があって町がどのように対応したかということも非常にわかりやすくなっておりますですね。市川三郷町では専用ページじゃないんですけどもパブリックコメントを募集したページの下にやっぱり同じページで回答が掲載されております。

富士川町でも再質問になりますけれども、このようにホームページ上で回答がより見やすいように工夫していただければと思うのですけれどもそちらについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。パブリックコメントの実施にあわせまして、先ほど手続きや制度について詳しく候補に掲載しながら、パブリックコメント町民の方から意見を募集するときに、この制度、またその流れについても、より多くの意見をいただけるように周知の仕方については工夫してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵）

はい。再質問の方での質問なんですけれども、回答についてですね回答をもう少しホームページ上で見やすいできないでしょうかということなんですけれども、そちらについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。出された意見をわかりやすく表示ということですので、先ほど議員さんがおっしゃられました近隣町のホームページの上げ方、周知の仕方、こちらも参考にしながら町といたしましても、工夫の方法を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

パブリックコメントはですね、基本的な骨組みを作り審議会などで何度も会議をしてほぼ完成形を作ってから意見聴取を行うものなので、基本的な部分はなかなか変えられないとも言われておりますけれども、計画のですね審議委員会を作るときなどにぜひ公募委員を募集しているなどそういったこともぜひ伝えていってほしいと思っております。

パブリックコメントは私達町民が参画する一つの方法として年齢制限も国籍制限もありません。町と町民を繋ぐ非常に気軽な方法の一つだと思っております。

パブリックコメントが寄せられるということは、町民が町政に参加する手段を知っていてそれを活用しているということであると思えます。

前述した神奈川県寒川町では私がちょっと確認したところ、1 年間に大体 8 ぐらいの計画を作成してパブリックコメントを募集しているんですけれども、ゼロっていうことがやっぱりないんですね。2 件とか 3 件っていうときはあるんですけれども、0 件っていうパブリックコメントがなかったんです。やっぱりこれは町の広報次第で、町民の方々がパブリックコメントを募集してるっていうことが気づきやすいかどうかだと考えております。

我が町では、町民との協働をうたっておりますので、ぜひパブリックコメントについても一つ的手段として積極的に活用していただきたいと思えます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告 1 番 1 番 宇田川美恵さんの一般質問を終わります。

---